

報告第3号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和3年5月28日

三朝町長 松浦弘幸

専決第1号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月29日

三朝町長 松浦弘幸

- 1 和解の相手方
三朝町 個人
- 2 和解の要旨
町側の過失割合を2割とし、町は、損害賠償金14,674円を支払うものとする。
- 3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生年月日

令和3年2月4日

(2) 交通事故の発生場所

三朝町大字片柴

(3) 交通事故の状況

町の職員が、公務のため公用車を運転中、個人宅車庫から後退して道路に進入してきた相手方の車両と衝突し、双方の車両が破損したものである。